

平成25年度

紡ごう絆地域応援事業 事例集



編集・発行 所沢市市民部コミュニティ推進課

紡ごう絆地域応援事業活動事例 目次

「東川にホタルを呼び戻そう」
 小手指第4区自治会（小手指地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

「避難所開設、運営訓練」
 中新井自治会（並木地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

「高齢者宅の庭木の手入れ事業の発足」
 若狭3丁目町会（三ヶ島地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

「地域の目で見守る！「わんわんパトロール」事業」
 所沢松が丘自治会（吾妻地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

「所沢コーポラス管理組合緑化推進委員会「コポ・ガーデン」」
 所沢コーポラス管理組合（吾妻地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

「地域の団体が連携し、地域全体で取り組む避難所生活体験」
 下安松愛宕山自治会（松井地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

「紡ごう絆、花いっぱいの配布を通して、一人住いや弱者の調査見守り事業」
 東所沢和田3丁目自治会（松井地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8



所沢コーポラス管理組合



西原自治会



小手指第4区自治会

「西原、夏休みチビっ子ラジオ体操会」
 西原自治会（松井地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

「小学生の通学みまもり事業」
 新堀自治会（山口地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

「町内防犯パトロール活動の充実と拡大」
 北秋津町内会（吾妻地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

「東所沢2丁目防犯パトロール隊事業」
 東所沢二丁目自治会（柳瀬地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

「グリーンヒル自治会防災対策協議会」
 グリーンヒル自治会（松井地区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

参考資料

所沢市紡ごう絆地域応援事業 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16



小手指第4区自治会 東川にホタルを呼び戻そう

1. 事業の目的

目的 この流域にホタルが自然に棲息出来るような、川の浄化と環境改善を目指す

内容

1. 「東川ホタルの夕べ」を開催する。

- ・護岸の一角にホタルが舞う様子を見やすく、また、飛散しにくい舞台装置を設営する。
- ・ホタルの成虫を数百匹用意（外部から調達）して開催当日に放す。
- ・会場の混雑を回避し、安全を守るために万全の体制作りを行う。

2. ホタルが自然に棲息できる環境作りを推進するための活動を実施。

- ・「ホタルの里親」を募集し、ホタルの飼育体制を強化する。
- ・「ザリガニ釣り大会」を開催、ザリガニの増殖を抑えカワニナの定着を促す。
- ・「カワニナの放流」を数回実施し、ホタルの餌の増殖を促進する。

※「上新井の自然を愛する会」は小手指第4区自治会が中心となって結成した、東川中流域の自然と護岸の美化活動に取り組む団体です。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
5月	東川中流河川敷	カワニナ放流	カワニナの親貝200
6月	〃	ホタルの夕べ開催	14日会場設営 15日催行
9月	〃	ザリガニ退治・ カワニナ調査	放流後の追跡調査
7～2月	有志会員自宅	25年孵化幼虫の飼育	6～7月 2000匹の孵化

3. 共同実施団体

上新井の自然を愛する会／上新井6自治会・町内会

4. 事業の運営体制

東川ホタルの夕べ実行委員会30名／同事務局（実施計画書の作成）4名／イベント時の会場設営、誘導整理110名（累計）／ホタルの里親6名

5. 事業を実施した効果など

- ・地域の関心が高く、イベント当日は約600名（3日間累計700名）の来場者があり、会場周辺のご家庭では親・子・孫の三世代でホタルの飛翔を楽しんでいた。身内や近隣の絆を紡ぐ一助になった。
- ・近郊の関連ボランティア団体もホタルの自然環境での棲息を目指す上新井の自然を愛する会の取組みについて注目していただいた。今後の連携も考えていきたい。
- ・当会の活性化に寄与、会員のモチベーションも向上した。

中新井自治会 避難所開設、運営訓練

1. 事業の目的

目的 伸栄小学校と共同で、災害発生時に親が引き取りに来られない児童を保護するため、また、住民のなかにも避難所生活を余儀なくされる人が生じることを想定し、不自由な避難所の生活を、快適に、安心して過ごせるように運営のノウハウを修得する。

内容 避難所の運営方法を体験する。自治会主催で学校に宿泊する訓練実施し、8月の市の防災訓練の同日に本事業を実施。

また、安否確認を兼ねて一人住まいの高齢者の自宅に炊き出し訓練で作った牛丼を届ける。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
7月	伸栄小学校	趣旨説明・協力依頼	
8月		趣旨説明・周知	役員会・回覧板
8月	伸栄小学校	防災訓練・宿泊訓練	

3. 共同実施団体

伸栄小学校

4. 事業の運営体制

計画・立案9名／周知・参加の呼びかけ6名／当日参加者約100名（累計）

5. 事業を実施した効果など

- ・例年実施していた防災訓練に、避難所運営訓練を実施した。
- ・機材は自治会所有の機材だけを使用し、まかなうことができた。
- ・実際に体育館に宿泊したことで、暑さや蚊など気候の厳しさや周辺道路の車の騒音など避難所生活の過酷さがわかった。有事の際には、今回の習得した経験を活かしたい。



炊き出し訓練の様子（200名分の牛丼を調理）



応急救護の訓練

若狭3丁目町会 「高齢者宅の庭木の手入れ事業」の発足

1. 事業の目的

目的 高齢者世界の快適な、そして安全・安心な生活環境を作るため、同時に、町の景観、周囲の環境との調和を図る。

内容 庭木の手入れをする部門を町内会に設け、高齢者世帯からの依頼に対応する。
1. 伐採（道路にはみ出た樹木など）、2. 剪定、3. 草むしり 等

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
9月	通学路	蜂の巣除去・除草	
9月	高齢者宅	パソコン修理	
9月	空地	防火の見地から除草	
10月	空き家	庭木の伐採・除草	
12月	高齢者宅	庭木剪定	
2月	高齢者宅	駐車場屋根撤去支援	雪被害
3月	高齢者宅	枝払い支援	

3. 共同実施団体

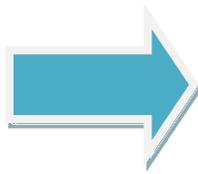
なし

4. 事業の運営体制

部会員 5 名/協力部会員 39 名

5. 事業を実施した効果など

支援実施場所および周辺的环境改善等に大きく寄与した。



所沢松が丘自治会 地域の目で見守る！「わんわんパトロール」事業

1. 事業の目的

目的 多数の犬がいる松が丘の住民が愛犬と防犯グッズを携帯して普段どおり日常的に散歩することで、地域の目として犯罪防止と学童見守り、目配りなどの効果を高める事をめざす。

内容 自治会はオリジナルな「わんパト」グッズを作成し、登録した人はグッズを必ず携帯して気楽に自由な時に周囲に目配りしながら愛犬と散歩する。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
6月	松が丘中央公園	「わんわんパトロール」決起集会	所沢警察署署員3名参加
7月		回覧、HPにて参加者募集	初回22名、追加43名
7月		グッズ発注・配布	初回発注数100個
8月以降		追加募集、グッズ配布	2回の「防犯ニュース」で募集
3月		自治会の班長会にて報告	新規参加の要請

3. 共同実施団体

学童見守りパトロール、松が丘みまもりボランティア

4. 事業の運営体制

決起集会の運営企画作成、警察、回覧文書作成 4名（6/16付「毎日新聞」に掲載）／中央公園会場設営 8名（所沢警察署生活安全課長他2名参加）／携帯用防犯グッズデザイン決定、発注 2名／「防犯ニュース」作成（25-4号、5号）2名／参加者の登録業務とグッズ配布 3名

5. 事業を実施した効果など

日中人通りの少ない松が丘の町で、遠くからでも目立つ色の黄色の蛍光防犯グッズ「スウィングボーン」を携行しながら、多くの人々が愛犬と散歩することで地域全体の防犯意識の高揚に効果があった。また、散歩の時間を学童の帰宅時間（14時以降）に合わせてもらうことによって、学童の見守りにも大きな効果があった。

日頃コミュニケーション不足の住民が、同じグッズを携行して愛犬と一緒に散歩することで仲間意識が深まり、新しいコミュニケーションづくりとなった。



所沢コーポラス管理組合 所沢コーポラス管理組合緑化推進委員会「コポ・ガーデン」

1. 事業の目的

目的	市道に面した公共性の高い市道両側面の花壇等の緑化・整備管理を行う。
内容	住民有志「コポ・ガーデン」による、所沢コーポラス及び周辺地区に対する緑化（低木・花壇・草取）

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
4月	コーポラス会館・C棟1F 倉庫	会の発足（23名）活動用具倉庫の確保。	
5月	コーポラス会館・公園、歩道	会の名称、会則、名簿を制定・作成。雑草の除去	
6月	オレンジ公園・茨原西公園 生協前フェンス低層棟	既成の花壇・公園花壇の整備。低木刈込開始。会員、住民への「掲示板」設置。	茨原西公園「オアシス事業」実施。管理組合より活動補助金。
7月	両公園・低層棟植込み	会活動費を得て、用具購入し、刈込進める。	
8月	両公園・D,E棟間植込み	提供の苗を両公園に植える。キョウチクトウ刈込。	
9月	コーポラス会館・中央道路沿	会連絡会議。花壇の管理、刈込の継続。	活動の中間討議。
10月	会倉庫・BC棟間、両公園	BC棟間花壇の作成開始。チューリップの球根を植える。	低木剪定の勉強。
11月	外周道路及び植込み	低木刈込、落ち葉掃き。新花壇の整備。	
12月	中央、外周道路・倉庫	落ち葉掃き継続。倉庫用具の棚卸。	
1月	BC棟間花壇	花壇整備。	
2月	コーポラス会館・BC棟間花壇	連絡会議（新年会）・花壇整備。	
3月	E棟前公園・BC棟間花壇	巣箱6個設置	子供会・住民に呼びかけ。

3. 共同実施団体

所沢コーポラス子供会／「コポ畑」（家庭菜園グループ）

4. 事業の運営体制

運営4名／会員23名

5. 事業を実施した効果など

- 今まで業者に委託していた部分を住民の出来る範囲で管理することで、経費の節減を図れた。また、活動を通して、自発的に実施されている個人の方々の存在を知った。
- 生活の場という身近な場所でのコミュニケーションを促進出来た。
- 環境を手入れ、きれいにする姿勢を見せる事で、会員の枠を超えて環境の大切さを共有することができた。
- 1年経過して、今後に向けて計画・組織の充実を図る必要性を感じた。広い面積範囲の活動なので、用具の充実、電動化など効率を考え、もっと余裕のある活動をめざす。



下安松愛宕山自治会

地域の団体が連携し、地域全体で取り組む避難所生活体験

1. 事業の目的

目的 万が一の震災に備え、地域の自治会・町内会や自主防災会などの様々な団体が連携し、円滑に避難所生活を送ることができるよう、指定避難所である安松小学校の体育館を利用して訓練を行う。

内容 電気・ガス・水道が使えない事を想定し、避難者名簿の作成、避難所の設営、防災倉庫の見学、応急手当の体験や炊き出しなどを行う。

- ・下安松地域の他の自治会とも連携して、実践的訓練を実施。
- ・この事業の案内を地域内の全世帯に配布する。裏面には、自治会の役割をPRし、自治会未加入者に加入の案内をする。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
10月	下安松愛宕山自治会館 和田中村集会所	避難所体験打合せ	安松小学校体育館耐震工事のため、実施期間を当初案11月から3月に延期決定
1月	和田中村集会所	避難所体験実施内容打合せ、チラシ検討・発注	
2月	下安松東部北部地区全戸対象	自主防災訓練(避難所体験等) 案内ビラ配布	ビラ裏面には自治会加入(未加入の方対象) 案内した
2~3月	松井まちづくりセンター	防災講話資料等の印刷	
3月8日	避難所体験及び自主防災訓練	避難者名簿作成訓練、マニュアルに基づく初動期訓練	参加者 129名

3. 共同実施団体

下安松和田自治会／グリーンヒル自治会／清流苑自治会／新中里住宅自治会／富士むつみ自治会／下安松第二公民館／下安松ソフトボール愛好会

4. 事業の運営体制

避難所体験計画作成等 5名／案内チラシ全戸配付 12名／炊き出し訓練対応 10名／避難所運営対応 12名

5. 事業を実施した効果など

下安松第二公民館の範囲の6つの自治会、スポーツ団体などが連携し、地域全体で避難所体験（初動期）をマニュアルに基づいて実施した。避難者の把握、班単位でのグループ化、炊き出しの配膳などを通して、課題を見出すことができた。

今後、避難所運営の参考にしていく。併せて実施した実践的訓練も参加者から評判がよかった。



消火訓練の様子 安松小学校

東所沢和田3丁目自治会

紡ごう絆、花いっぱい配布を通して、一人住いや弱者の調査見守り事業

1. 事業の目的

地域内の一人暮らしや、弱者などの絆を、地域花いっぱい配布活動を通して、調査し実態を把握する。また、この事業を通して見守り活動も合わせて実施する。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
6月	町内会西部全域	第1回実態調査	
11月	町内会東部全域	第2回実態調査	
2月	町内全域	第3回実態調査	

3. 共同実施団体

民生児童員

4. 事業の運営体制

班長 36名 / 本部役員 15名 / 民生児童員 2名 / その他 7名

5. 事業を実施した効果など

地域の実態状況の把握ができ、調査以前より、優しさの目覚めた地域になった。未来の地域づくりの話題が多くできるようになり、新たな課題を共有できる地域になった。

地域力も大切だが、地域のみでの取り組みには限界も感じる意見も多数寄せられた。行政等がタイアップする支援策は今後もますます重要との意見が多数を占めた。



単身高齢者のお宅での花壇づくりの様子

西原自治会

西原、夏休みちびっ子ラジオ体操会

1. 事業の目的

目的	健康増進を計り親子の絆、地域のコミュニケーション作りを目指す。
内容	西原自治会を中心に、上安松町内会、中新井自治会及び下安松自治会のちびっ子(小学生児童、幼稚園児)の夏休み中、朝のラジオ体操を実施する。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
7月20日 ～ 8月25日	安松神社境内	夏休み子供たちのラジオ体操会 37日間朝 6:30～6:40 神社 境内にて NHK ラジオ体操番組 に合わせて連日、父母を交えて 体操を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前準備打ち合わせ会 ・ポスター、チラシ作成 ・近隣小学校並びに 3自治会へ協賛依頼

3. 共同実施団体

共催 西原子供会 / 協賛 下安松自治会 / 中新井自治会 / 上安松町内会

4. 事業の運営体制

ラジオ体操カード押印係 23名 (ラジオ体操会会員全員) / 出席カード点検統計データ集約係 10名 (西原子供会役員) / ラジオ2台セット・ポスター・看板掲示係 5名 (ラジオ体操会) / ご褒美準備・記録写真他係 5名 (西原子供会・ラジオ体操会会員)

5. 事業を実施した効果など

- ・参加状況 36日間延べ 5835人 うち子供延べ 3795人
その他、藤本正人市長をはじめ、安松小学校校長他地域の方々に激励訪問いただいた。
- ・8/11～ J:COM テレビ放送の為、取材があり、8/19～ 1週間連日放映された。
- ・毎日続けるなかで、子どもたちの成長や健康増進につながるだけでなく、親子の会話のきっかけづくりなど、絆づくりに寄与できた。



夏休みちびっ子ラジオ体操会 安松神社境内

新堀自治会 小学生の通学みまもり事業

1. 事業の目的

目的 地区内の高齢者が、小学生の通学みまもりを行うことにより、高齢者の社会参加及び高齢者と小学生の交流、そして子どもが安全なまちづくりを目指す。

内容 共催の「ゆうゆうクラブ」会員40名が5班に分かれ、月～金曜日の朝（7時20分から20～30分間）4か所て地区内小学生（88名）の通学みまもりを行う。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
6月24日	新堀自治会館	見守り事業打合せ会議	
7月1日～	新堀地域内3箇所・菩提樹地域内1箇所	小学生の登校時の見守り	平日延べ143日
7月8日	山口小学校	山口小学校登校時パトロールボランティア連絡会議出席	
7月22日	新堀自治会館	第1回見守り事業会議	山口小学校校長から見守り時の注意
3月26日	新堀自治会館	第2回見守り事業会議	1年間の反省と次年度の計画

3. 共同実施団体

新堀ゆうゆうクラブ/山口小学校

4. 事業の運営体制

役割	人数	備考
小学生の通学時の見守り	延べ858人（実人数31名）	

5. 事業を実施した効果など

- ①毎朝の、高齢者と小学生とのあたたかな交流ができた。
- ②高齢者にとっては「地域をより良くする」手助けの意識が高くなった。
- ③一般住民にとっては、元気な高齢者に畏敬の思いが出てきた。



朝の通学時の見守り活動の様子

北秋津町内会 町内防犯パトロール隊の活動の充実と拡大

1. 事業の目的

目的 昼間の時間帯に実施している防犯パトロール隊を夕刻及び夜間にまで拡張し、防犯効果を高める。

内容 実施時間を拡大するとともに、備品を整備した。

- (1) 赤色誘導灯を現有の20本から50本に増やして二人に1人程度の保有とし、暗い所での活動効果を向上させる。
- (2) その他、大型懐中電灯30台、大音量アラームブザー30台も備える。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
8月		体制及び装備品の計画	
9月		装備品類発注	
11月		装備品入手完了	
12月	町内会全域対象	新体制で活動開始	
1~3月		上記以降活動の継続	

3. 共同実施団体

なし

4. 事業の運営体制

リーダー（パトロール隊隊長）1名／サブリーダー（同副隊長）6名（6グループ）／一般隊員97名（グループ全員）

5. 事業を実施した効果など

周囲が暗くても効果が大きい誘導灯、強力ライトや、反射効果が高いベストなどの配備を増やし、且つパトロール体制を再編したことにより従来昼間の時間帯が主体だったパトロールを午後7時から8時以降に各班毎計画的に実施するようになり、近隣住民の方々から安心の声が聞かれ、防犯効果が高まった。



東所沢二丁目自治会 東所沢2丁目防犯パトロール隊事業

1. 事業の目的

目的 児童・生徒を含め心配される犯罪防止を啓発し安心・安全な地域を作る事を旨とする
内容 地域の安全・安心のため大人と子供（小学生の高学年及び中学生）で防犯パトロール隊を組織し、防犯灯、違法駐車、公園内の安全など確認しながら東所沢2丁目全域で防犯パトロールを行う。通年事業で月2回（18時から19時）実施する。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
8～12月	東所沢二丁目地域内	パトロールと安全標語旗設置、交換など	

3. 共同実施団体

東所沢二丁目自治会防犯部員 10名／東所沢二丁目在住で参加できる小学生（高学年）

4. 事業の運営体制

二丁目内パトロールと安全標語旗設置、交換など 述べ参加人数 78名

5. 事業を実施した効果など

東所沢二丁目自治会防犯部では、2回/月パトロールを実施している(5～6名/回参加)。このパトロール時に、二丁目に住居の小学生（高学年）にも参加してもらい子供たちの目線でのパトロールを実施するもので、今年度は取り掛かりのチャンスとした。この活動は継続実施し平成26年度より本格的に実施する。（但し、子供達が参加出来るのは、学校のお休み時期などに限られる）



グリーンヒル自治会 グリーンヒル自治会防災対策協議会

1. 事業の目的

目的	地域の防犯のため住民が一体となって防犯意識を高めていることを示すため。
内容	住民に防犯ステッカーにするキャッチコピーを募集し、その中から上位3つを選びラミネート加工したものを配布し、門扉や塀に取り付け防犯への喚起を促す。

2. 事業等のスケジュール

時期	場所	実施内容	備考
4月	グリーンヒル自治会	防犯ステッカーのキャッチコピー募集	
5月	グリーンヒル自治会	キャッチコピーの投票	
6月	グリーンヒル自治会	ステッカー作成	
7月	グリーンヒル自治会	ステッカー配布、取り付け	

3. 共同実施団体

グリーンヒル自治会

4. 事業の運営体制

防犯対策協議会委員 31名（14地区男女1名ずつ+正副委員長3名）／ステッカー作成 4名／ステッカー・ニュース配布 28名

5. 事業を実施した効果など

<p>グリーンヒル自治会の中で募集した防犯のキャッチコピーを3種類作成し、ラミネート加工したものを各戸に配布。門や塀に取り付けてもらった。大変目につくので防犯の抑止力になっていると住民からの声も多く寄せられている。</p> <p>ほぼ全世帯がステッカー掲示に協力してくれている。</p>

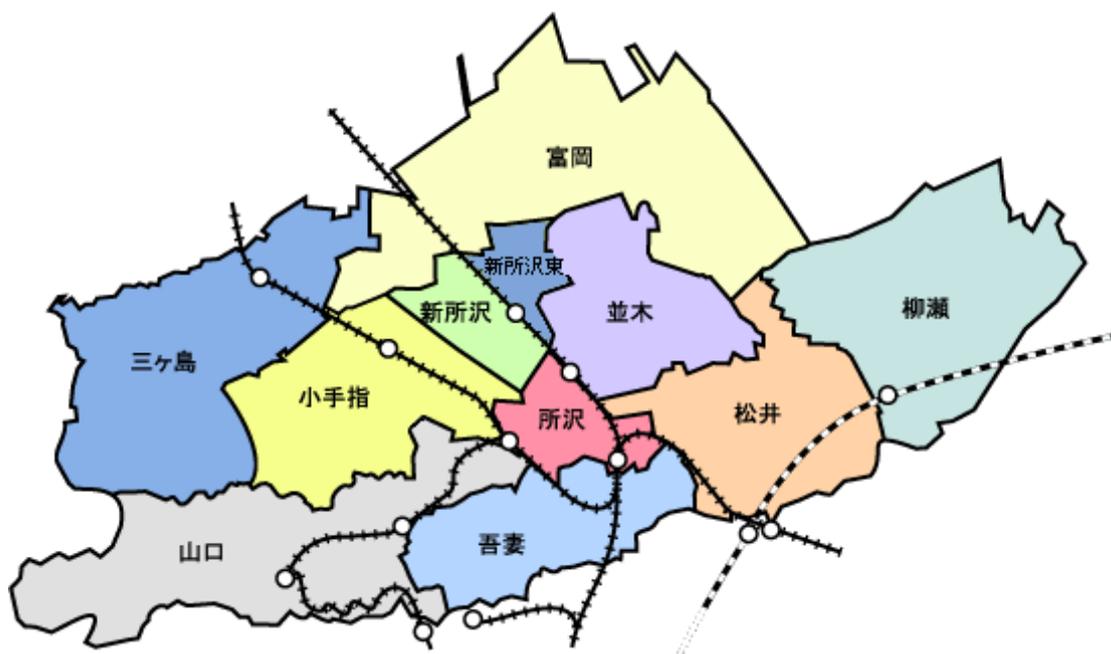


キャッチコピーを門などに取付けて、防犯のアピール

参考資料

所沢市紡ごう絆地域応援事業 概要

所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付要綱



所沢市紡ごう絆地域応援事業 概要

1. 紡ごう絆地域応援事業とは

所沢市は、地域の身近な課題の解決を図ろうとする住民の取組みを応援するため、自治会等が意欲的に行う事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付することにより、活力ある地域社会の実現をめざすため「紡ごう絆地域応援事業」を実施します。

2. 事業の内容について

(1) 対象となる団体

市に自治会等として届け出られている団体（以下「自治会等」という。）とします。この場合において、自治会等が主体となり他の団体と連携して実施する場合も含まれます。

※「自治会等」とは地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体であって、市に自治会・町内会として届け出ている団体をいいます

(2) 対象となる事業

①チャレンジコース

・事業内容：申請年度中に新たに実施する事業で、メニューは下記のとおりです。

- 1) 防災・防犯活動
- 2) 高齢者、子ども又は障害者の見守り・生活応援活動
- 3) 自治会等の広報活動
- 4) 自治会等の人材育成活動
- 5) 自治会等の未加入者加入促進活動
- 6) その他地域の課題解決や発展に資すると市長が認めた事業

・補助限度額：10万円（補助対象経費の10分の9以内で市長が定める額）

②ステップアップコース

・事業内容：前年度において実施した事業を充実又は発展させようとするもの

・補助限度額：15万円（補助対象経費の2分の1以内で市長が定める額）

(3) 補助の対象となる経費

経費区分	補助対象経費	補助対象外
謝礼金	事業の実施に当たり、講師等に支払う謝礼金	構成員(自治会等の役員)への謝礼金
打合せ経費	会議、打合せ等に伴うお茶代	アルコール類、食事代及び茶菓子代
物品購入費	事業の実施に直接必要な消耗品類及び製作に必要な材料等の購入費	
印刷経費	チラシ、ポスター等の印刷のための経費、コピー代及び写真現像代等	
役務費	郵送料（切手及びハガキ代を含む。）物品類の運搬費、新聞、雑誌等への広告掲載料、損害保険、イベント保険等の保険料、道路占用料、クリーニング代、振込手数料等	火災保険及び車両保険
委託料	会場設営・撤去の委託費用、音響機器操作委託経費等	事業の大半を業務委託とするもの
レンタル・リース経費	会場費、貸与物品類の賃料等	構成員(自治会等の役員)へ支払う賃料
工事費	舞台設営、電気、装飾、照明等の工事に要する経費	事業の大半を工事とするもの

所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の身近な課題の解決を図ろうとする住民の取組みを応援するため、自治会等が意欲的に行う事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治会等」とは、地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体であって、市に自治会等として届け出ているものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内において実施する次に掲げる事業であって、交付の決定を受けた日以後に開始し、かつ、交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了するものとする。ただし、国、県、市その他の機関から他の補助金その他の助成を受けて実施する事業は対象としない。

(1) チャレンジコース 自治会等が新たに実施する次のいずれかに該当する事業とする。

ア 防災・防犯活動事業

イ 高齢者、子ども又は障害者の見守り・生活応援活動事業

ウ 自治会等の人材育成に資する活動事業

エ 自治会等への未加入者加入促進事業

オ その他地域の課題解決に資すると市長が認めた事業

(2) ステップアップコース 自治会等が前年度において実施した前号に掲げる事業であって、当該事業を充実又は発展させようとするものとする。

2 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) チャレンジコース 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の10分の9以内の額とし、10万円を限度とする。

(2) ステップアップコース 補助対象経費の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。

3 補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付対象)

第4条 この要綱による補助金の交付対象は、自治会等とする。この場合において、自治会等が主体となり、他の団体と連携して実施する場合も含むものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に当該自治会等の前年度の事業報告書を添付して市長が別に定める期間内に市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときはこれを審査し、補助金の交付を決定したときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査をするに当たり、補助対象事業を選考するため、所沢市紡ごう絆地域応援事業選考委員会(次項において「選考委員会」という。)を設置し、その意見を聴くものとする。

3 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 補助金の交付は、同一年度内において1団体につき1回限りとする。

(交付事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた自治会等(以下「補助団体」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「交付事業」という。)の内容の変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ所沢市紡ごう絆地域応援事業変更申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金変更決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(中止及び廃止の届出)

第8条 補助団体は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ所沢市紡ごう絆地域応援事業(中止・廃止)届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体は、交付事業が完了したときは、交付事業完了後30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写しその他の補助対象経費の支出を証する書類

(2) 交付事業の実施状況を明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助団体から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の効果が補助金の交付の決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 市長は、前条の規定により確定した補助金の額を、交付事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が交付事業の目的を達成するため必要があると認めたときは、交付事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消等)

第12条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときはその全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、既に交付した補助金を返還させるときは、所沢市紡ごう絆地域応援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた自治会等は、当該補助金に係る帳簿及び関係書類等を当該交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。
（平成25年度における特例）
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年度における第3条第1項の規定の適用については、同項中「交付決定を受けた日から」とあるのは「平成25年4月1日から」と読み替えるものとする。

別表（第3条関係）

経費区分	経費の内容
謝礼金	事業の実施に当たり、講師等に支払う謝礼金（構成員への謝礼金は除く。）
打合せ経費	会議、打合せ等に伴うお茶代（アルコール類、食事代及び茶菓子代は除く。）
物品購入費	事業の実施に直接必要な消耗品類及び製作に必要な材料等の購入に要する経費
印刷経費	チラシ、ポスター等の印刷のための経費、コピー代及び写真現像代等
役務費	郵送料（切手及びハガキ代を含む。）物品類の運搬費、新聞、雑誌等への広告掲載料、損害保険（火災保険及び車両保険は除く。）、イベント保険等の保険料、道路占用料、クリーニング代、振込手数料等
委託料	会場設営・撤去の委託費用、音響機器操作委託経費等（事業の大半を業務委託とするものは除く。）
レンタル・リース経費	会場費、貸与物品類の賃料等（構成員からの物品等の借上料は除く。）
工事費	舞台設営、電気、装飾、照明等の工事に要する経費（事業の大半を工事とするものは除く。）

備考 当該交付事業の実施による収益があった場合は、補助対象経費の額から当該収入額を差し引くものとする。



所沢市イメージキャラクター
トコロん

平成25年度 紡ごう絆地域応援事業 事例集

平成26年6月

発行・お問合せ先：所沢市市民部コミュニティ推進課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9083 FAX 04-2998-9491

URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

メールアドレス a9083@city.tokorozawa.saitama.jp